

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立ほりかわ幼稚園を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する公私連携幼保連携型認定こども園に移行することによる同園舎の施設整備に伴い、令和6年4月1日から同幼稚園を堀川小学校内に移転させるため、改正するものであります。

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3 秦野市立ほりかわ幼稚園の項中「秦野市堀川109番地の2」を「秦野市堀川105番地の3」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号 秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第3（第1条関係）		別表第3（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
秦野市立ほりかわ幼稚園	秦野市堀川105番地の3	秦野市立ほりかわ幼稚園	秦野市堀川109番地の2
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>			